

4月には統一地方選挙

(府知事選挙及び府議会議員選挙・市長選挙) が執行されます

～わたしたちの生活に関わる大切な選挙です。あなたの声を政治に届けましょう～

問合先 選挙管理委員会

各選挙によって、投票ができる資格や日時などが異なりますので、ご注意ください。

4月9日(日)は府知事選挙および府議会議員選挙の投票日です

任期満了に伴い、府知事選挙および府議会議員選挙が執行されます。

■投票 4月9日(日) 午前7時～午後8時

※市内35カ所の投票所(郵送される投票所入場整理券および広報いずみさの4月号でお知らせします)

■開票 4月9日(日) 午後9時～

J・COM末広体育館(市民総合体育館) 大体育室

■投票ができる人 平成17年4月10日までに生まれた人で、(表1)に記載の届出の日までに転入届をし、それ以降引き続き本市の住民基本台帳に記録され、選挙人名簿に登録されている人です。

■投票所入場整理券 世帯主宛てに、世帯全員分を同封し郵送します。お手元に届きましたら開封して必ず中身をご確認ください。もし、届かなかつたり、紛失した場合でも選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所受付へ申し出てください。ただし、入場整理券が届いても、投票日当日に選挙権のない人は、投票できません。

(表1) 住所移転者の投票

届出の別	届出の日	投票場所・投票の可否		
		新住所地で投票	前住所地で投票	投票できない
転入届をした人	府外から	令和4年12月22日以前	○	
		令和4年12月23日以後 令和4年12月30日以前	○ (期日前投票等は3月30日以後)	
		令和4年12月31日以後		○
	府内の他の市町村から	令和4年12月22日以前	○	
	令和4年12月23日以後 令和4年12月30日以前	選挙管理委員会へ問い合わせてください		
	令和4年12月31日以後		(*)	
転出届をした人	府外へ	全期間		○
	府内の他の市町村へ	令和4年12月22日以前	○	
		令和4年12月23日以後 令和4年12月30日以前	選挙管理委員会へ問い合わせてください	
	令和4年12月31日以後		(*)	
転居届をした人(市内)	令和5年3月1日以前	○		
	令和5年3月2日以後		○	

(*) …投票する際に、市区町村で発行する「引き続き大阪府内に住所を有する旨の証明書(無料)」を提示すること、または引き続き住所を有することの確認を受けることが必要です。

4月23日(日)は市長選挙の投票日です

任期満了に伴い市長選挙が執行されます。

■投票 午前7時～午後8時

※市内35カ所の投票所(郵送される投票所入場整理券および広報いずみさの4月号でお知らせします)

■開票 4月23日(日) 午後9時～

J:COM末広体育館(市民総合体育館) 大体育室

■投票ができる人

平成17年4月24日までに生まれた人で、令和5年1月15日までに転入届をし、それ以降引き続き本市の住民基本台帳に記録され、選挙人名簿に登録されている人です。

市内転居者の投票場所

転居の届出日	投票場所
令和5年3月29日以前	新住所地
令和5年3月30日以降	前住所地

期日前投票および不在者投票

投票期間

- 府知事選挙…3月24日(金)～4月8日(土)
- 府議会議員選挙…4月1日(土)～8日(土)
- 市長選挙…4月17日(月)～22日(土)

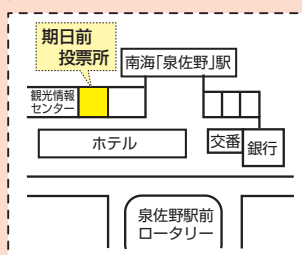
※期間中の土・日曜日にも投票できます。府知事選挙は3月24日(金)～4月2日(日)、府議会議員選挙は4月1日(土)・2日(日)は泉佐野駅期日前投票所は開設していません。(市役所3階301会議室のみ)

投票時間 午前8時30分～午後8時

(施設・病院などで不在者投票を行う場合は午後5時まで)

期日前投票所

- 市役所3階 301会議室
- 泉佐野駅期日前投票所(南海「泉佐野」駅山側 観光情報センター隣)



■期日前投票

投票日当日に仕事や用事、旅行などで投票所に行けない人は、あらかじめ期日前投票ができますので、期日前投票所へ投票所入場整理券を持参（未着の場合はなくとも可）し、入場整理券裏面に印刷してある「期日前投票宣誓書」に必要事項を記入する必要があります。印鑑は不要です。

■不在者投票

●指定施設などにおける不在者投票

不在者投票施設に指定されている病院や老人ホームなどに入院または入所している人で、投票日当日に投票所へ行けない人は、その施設などで投票することができ、各施設に投票したい旨を申し出ていただきます。

●滞在地における不在者投票

出張や旅行などで遠隔地に滞在しているため、投票日当日に本市で投票できない人は、本市の選挙管理委員会から投票用紙の交付を受け、最寄りの市区町村選挙管理委員会で投票ができます。手続きは次の①～④のとおりです。

①最寄りの選挙管理委員会で「宣誓書・請求書」をもらう

※本市の選挙管理委員会のホームページからもダウンロードできます。

- ②必要事項を記入して本市選挙管理委員会へ送付する
- ③投票用紙等が届く
- ④最寄りの市区町村選挙管理委員会で投票する

※選挙管理委員会以外の場所（自宅など）では投票できません。また、郵送などに日数がかかるため、早めに手続きしてください。滞在地における不在者投票の投票用紙などについて、マイナポータル「ぴつたりサービス」からのオンライン請求ができますので市ホームページで確認してください。

●郵便などによる不在者投票（郵便等投票）

身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けている人で重度の障害のある人、介護保険で要介護状態区分が要介護5の人は、「郵便等投票」ができます。詳しくは、「表2」郵便等による不在者投票ができる人」をご覧ください。

投票するには、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付が必要ですので、選挙管理委員会事務局に申請をしてください。すでに交付を受けている人でも、有効期限が過ぎている場合は更新が必要で、早めに更新手続きをしてください。投票用紙の請求期限は、投票日の4日前前までです。また、郵便等投票ができる人で、自ら投票用紙に記載することができない人（身体障害者手帳または戦傷病者手帳の上肢または視覚障害の程度が重度の人）は、代理記載による投票もできます。詳しくは「表3」郵便等で代理記載による投票ができる人」をご覧ください。

有効期限が過ぎている場合は更新が必要で、早めに更新手続きをしてください。投票用紙の請求期限は、投票日の4日前前までです。また、郵便等投票ができる人で、自ら投票用紙に記載することができない人（身体障害者手帳または戦傷病者手帳の上肢または視覚障害の程度が重度の人）は、代理記載による投票もできます。詳しくは「表3」郵便等で代理記載による投票ができる人」をご覧ください。

■選挙公報の発行

選挙公報には、各候補者の政治信条などが簡単にまとめられています。候補者を選ぶときに活用してください。投票日の前々日までに届いていない場合は、選挙管理委員会事務局へご連絡ください。

■障害のある人等のための制度

●手話通訳者の派遣

投票日当日、聴覚または言語障害などにより言葉によるコミュニケーションが困難な人は、手話通訳者を派遣します。希望者は投票日の1週間前までに選挙管理委員会事務局へ FAX（Fax 463・1100）または直接申込をしてください。期間を過ぎて申し込んだ場合は、派遣できないこともあります。

投票するには、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付が必要ですので、選挙管理委員会事務局に申請をしてください。すでに交付を受けている人でも、有効期限が過ぎている場合は更新が必要で、早めに更新手続きをしてください。投票用紙の請求期限は、投票日の4日前前までです。また、郵便等投票ができる人で、自ら投票用紙に記載することができない人（身体障害者手帳または戦傷病者手帳の上肢または視覚障害の程度が重度の人）は、代理記載による投票もできます。詳しくは「表3」郵便等で代理記載による投票ができる人」をご覧ください。

で、ご了承ください。

●係員がお手伝い

投票所は既存の施設を使用するため、バリアフリーになっていない施設もあります。スロープを設置するなど、改善できる施設については順次改善を行っています。まだ改善ができていない投票所については、係員がお手伝いしますので、投票所の受付へ気軽に申し出ていただきます。

●点字投票

視覚障害者は点字投票ができます。点字器や点字の候補者名簿などは投票所にあります。

●代理投票

身体に障害などがある、または文字の読み書きができないため、自ら投票用紙に記載することができない人は補助者が代筆しますので、申し出ていただきます。

■投・開票速報

投・開票速報は、選挙管理委員会事務局のホームページでお知らせする予定です。

(表2) 郵便等による不在者投票ができる人

障害などの区分	障害などの程度	
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1級または2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級または3級
	免疫、肝臓	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別項症～第3項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

(表3) 郵便等で代理記載による投票ができる人

障害などの区分	障害などの程度（上肢または視覚）
身体障害者手帳	1級
戦傷病者手帳	特別項症～第2項症



▲選挙管理委員会